

手数料一覧表
 <性能評価>

(単位：円 非課税)

1. (建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の2の3第3項第4号の規定による)

評価の内容	手数料
<p>法第20条第1項第1号(第2号口、第3号口及び第4号口を含む)の認定に係る評価(時刻歴応答解析を用いた建築物)</p> <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が500㎡以内のもの 床面積の合計が500㎡を超え、3,000㎡以内のもの 床面積の合計が3,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの 床面積の合計が50,000㎡を超えるもの 	<p>*) 特定天井が存在する場合は、500,000円が加算されます。</p> <p>500,000* 円 810,000* 円 1,210,000* 円 1,510,000* 円 2,010,000* 円</p>
<p>令第67条第1項の認定に係る評価(鉄骨造の特殊な接合方法)</p>	400,000 円
<p>令第67条第2項の認定に係る評価(鉄骨造の特殊な継手又は仕口)</p>	400,000 円
<p>令第68条第3項の認定に係る評価(特殊な高力ボルト)</p>	400,000 円
<p>令第108条の3第1項第2号の認定に係る評価(耐火性能検証)</p> <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が500㎡以内のもの 床面積の合計が500㎡を超え、3,000㎡以内のもの 床面積の合計が3,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの 床面積の合計が50,000㎡を超えるもの 	<p>300,000 円 450,000 円 600,000 円 810,000 円 1,010,000 円</p>
<p>令第108条の3第4項の認定に係る評価(防火区画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が500㎡以内のもの 床面積の合計が500㎡を超え、3,000㎡以内のもの 床面積の合計が3,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの 床面積の合計が50,000㎡を超えるもの 	<p>250,000 円 400,000 円 550,000 円 700,000 円 860,000 円</p>
<p>令第129条第1項の認定に係る評価(階避難)及び令第129条の2第1項の認定に係る評価(全館避難)</p> <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が500㎡以内のもの 床面積の合計が500㎡を超え、3,000㎡以内のもの 床面積の合計が3,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの 床面積の合計が50,000㎡を超えるもの 	<p>350,000 円 500,000 円 700,000 円 910,000 円 1,110,000 円</p>

評価の内容	手数料
規則第1条の3第1項第1号イ、同号ロ(1)及び同号ロ(2)並びに同項の表3各項の認定に係る評価(図書省略) <ul style="list-style-type: none"> ・床面積の合計が500㎡以内のもの 250,000 円 ・床面積の合計が500㎡を超え、3,000㎡以内のもの 350,000 円 ・床面積の合計が3,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 450,000 円 ・床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの 700,000 円 ・床面積の合計が50,000㎡を超えるもの 1,010,000 円 	
令第139条第1項第3号又は第4号ロの認定に係る評価(煙突及び煙突の支線)	810,000 円
令第140条第2項の認定に係る評価(鉄筋コンクリートの柱等)	810,000 円
令第141条第2項の認定に係る評価(広告塔又は高架水槽等)	810,000 円

(備考)

法第20条第1号、令第108条の3第1項第2号及び第4項、令第129条第1項、令第129条の2第1項並びに第1条の3第1項第1号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表3の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。

2. (建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の2の3第5項第3号の規定による)

既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障ないと認めるものの認定を受けようとする場合に係る性能評価を受ける場合は、1.の表の区分に応じ、10分の1の額とする。